

業 務 委 託 仕 様 書

第1章 総 則

1. 業 務 の 目 的 本業務は通信装置更新工事に必要な図面および設計図書を作成することを目的とするものである。
2. 一般仕様書の適用 業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。特別な仕様については、特記仕様書に定めるところによる。ただし、本仕様書に明記のないものであっても、業務上当然必要な事項は本業務に含むものとする。
3. 法令等の遵守 受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
4. 事務上の提出書類 (1) 受託者は、業務の着手にあたって次の書類を提出するものとする。
 - ① 着手届
 - ② 工程表
 - ③ 主任技術者届
(2) 受託者は、業務の完了にあたって次の書類を提出する。
 - ① 完了届
 - ② 業務委託料請求書
5. 主任技術者及び技術者 (1) 受託者は、主任技術者及び技術者をもって秩序正しい業務を行わせると共に高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。

(2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行うものであり、原則として技術士、R C C M又はこれに準ずる人員をもって、これにあてなければならない。

(3) 吉野川市は、主任技術者または技術者が業務に不相当と認めた時は、交替を要求することが出来る。この場合、受託者は直ちに必要な措置を取らなければならない。
6. 業 務 の 完 了 業務はすべての提出図書を納入し検収員の検査に合格したときとする。
7. 関係者との折衝 受託者は、関係者と折衝を必要とするとき、または折衝を受けた時は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞無く担当員に報告しなければならない。
8. 参考資料の貸与 業務に必要な積算関係資料等は、所定の手続きによって貸与する。

9. 参考文献等の明記 業務に文献その他の資料を引用した場合はその文献、資料名を明記するものとする。

第2章 設 計

1. 一般事項 (1) 業務は、担当員と充分協議打合せの後、行うものとする。
- (2) 主任技術者は、基本計画の検討等主要な打合せには必ず出席しなければならない。
2. 基本計画の検討 受託者は、工事の施工、建設後の維持管理、事業の総合的効果等を考慮し、委託対象施設について基本的な配置、形式、容量、数量、機能等を充分検討しなければならない。この場合において問題点、疑義等が生じた時は遅滞なく担当員と打合せを行い、これらを解決した後、作業を行うものとする。
3. 現地調査 受託者は、現地を踏査し、充分検討のうえ調査しなければならない。
4. 設 計 受託者は、吉野川市より提供した資料、受託者の調査した事項、関係者の打合せ結果等を充分検討を行った後、基本計画を策定するものとする。

第3章 提出図書

1. 提出図書 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。
- (1) 実施設計書 指定部

第4章 準拠すべき図書

業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。

発 行	名 称
日 本 水 道 協 会	水道施設設計指針解説 2012 浄水場排水処理施設設計指針解説
土 木 学 会	コンクリート標準示方書 コンクリート標準示方書解説 プレストレスコンクリート設計施工指針 トンネル標準示方書（山岳編）同解説 開削トンネル指針 遠心力大径PCぐい設計施工指針案 土木製図基準 水理公式集 振動便覧
土 質 工 学 会	土質試験法 土質調査法
日 本 道 路 協 会	道路橋示方書 同解説 道路橋下部構造設計指針 道路橋耐震設計指針 同解説
日 本 大 ダ ム 会 議	ダム設計基準
水 門 鉄 管 協 会	水門鉄管技術基準
日 本 建 築 学 会	鉄筋コンクリート構造計算規準 同解説 プレストコンクリート設計施工規準 同解説 特殊コンクリート造関係計算規準 同解説 鉄筋鉄骨コンクリート構造計算規準 同解説 鋼構造設計基準 同解説 容器構造設計規準 同解説 建築基礎構造設計基準 同解説 建築鋼ぐい基礎設計施工規準 同解説 建築工事標準仕様書 同解説

特記仕様書

今般、実施設計に当たって、次の諸事項を遵守するものとする。

1. 本業務の名称は、『令和 8 年度 川島地区テレメーター設備等更新工事設計業務』と称する。

2. 受託者は、頭書の履行期限迄に頭書の委託業務を完了しなければならない。

3. 受託者がなすべき委託業務の内容は次の通りである。

(1) 設計協議

当初、中間、最終の 3 回とする。その他、必要に応じ、打合せを行うこと。

(2) 対象施設

N=7 機場(別表 1 参照)

川島浄水場、低区配水池、第 1 高区受水場、第 1 高区配水池、
第 2 高区受水場、第 2 高区配水池、第 3 高区配水池

(3) 現地調査(浄水場 1 箇所、配水池(RC 造)5 箇所、配水池(鋼製) 1 箇所)

既存施設の確認、工事計画に及ぼす事項等について現地調査を行うこと。

- ・ 浄水場…川島浄水場

- ・ 配水池(RC 造)…低区配水池、第 1 高区受水場、第 1 高区配水池、
第 2 高区受水場、第 2 高区配水池、第 3 高区配水池

- ・ 配水池(鋼製)…低区配水池

ア. 既存資料の収集整理

- ・ 既存の資料を収集し、整理する。

イ. 盤の耐用年数調査

- ・ 盤の耐用年数を調査し、流用又は更新の判断を行う。

ウ. TM 装置の調査

- ・ TM 装置を更新する場合、盤内に更新スペースがあるかどうかを調査する。

- ・ 盤内に更新スペースがない場合、新たな盤設置場所の有無を調査する。仮設の必要性も調査する。

エ. TM 装置の流用調査

- ・ TM 装置が新しく流用できる場合、IP コンバータ、ルーター、ONU が入るスペースがあるかどうかを調査する。

- ・ スペースがない場合、新設盤の設置場所を調査する。

オ. 既設配線ルート(撤去)調査

- ・ 既設配線ルート(撤去)を調査する。

カ. 既存施設の図面調査

- ・ 既存施設の図面がない場合、施設の概略寸法を調査する。

(4) 設計計画

ア. NTT 光回線提供エリア調査

- ・ NTT 光回線の提供エリアを調査する。

- ・ 光回線が提供されていない場合は、無線通信方式の検討を行う。

イ. 光回線の通信方式検討

- ・ 光回線を使用する場合、通信方式として VPN 又はコネクテッドワンの検討を行う。

- ・契約の種類についても検討を行う。

ウ. NTT 以外の通信会社の検討

- ・NTT の提供エリア外や通信速度が安定しない場合に NTT 以外の通信会社の検討を行う。

(5) 計算(機能)

ア. 機器の選定

- ・各機器の性能を評価し、最適な機器を選定する。

(6) 設計図面作成

受注者は、次に示す詳細設計図面を作成する。

ア. 電気関係

イ. 構内一般平面

ウ. 単線結線図

エ. 主要機器外形(参考寸法)

オ. 機能概略説明図(計装フローシート、全体システム構成図)

カ. 主要配線、配線系統図

キ. 配線、配管布設図面作成(ラック、ダクト、ピット)

ク. 接地系統図

ケ. 主要機器配置図(カ. との共用含む)

(7) 数量計算

受注者は調査職員が指示する工事発注単位ごとに、調査職員の示す様式、資料により次の図を作成する。

ア. 数量計算書

イ. 工期算定計算書

ウ. 工事設計書(金入・金抜)

エ. 工事特記仕様書

オ. 見積依頼仕様書

カ. 既設撤去図

キ. 移設計画書(仮設工事含む)

ク. 機器の安全性・安定性に対する検討書

ケ. 積算資料

コ. その他発注者が指示する図面・書類

所定の様式により、工事設計書を作成するものとする。尚、特に本件に関して知り得た事項は、一切他に漏洩してはならない。

(8) 審査

照査技術者は、次に示す事項を標準として照査を行う。

ア. 設計条件の決定に際し、現地状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。また、総合的にバランスのとれた施設であるかの照査を行う。

イ. 成果図面をもとに、施設配置、仮設工法等と、設計基本条件との整合が図られているかの照査を行う。また、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。

ウ. 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法、交通切り回し方法が適切であるかの照査を行う。

エ. 設計計算、設計図面作成、数量の正確性や整合性などに着目し照査を行う。

4. 受託者が作成し納入する図面、書類は指定部数とする。

5. 特別の定めのない限り業務委託料には、次の経費を含まないものとする。
 - (1) 地質調査、既設水源の揚水試験
6. 受託者は、この契約によって生じる権利又は、義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。但し、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
7. 設計業務の成果品の著作権は、全て発注者に帰すものとする。
8. 受託者は発注者に提出した図面、資料に依って知り得た事項及び設計業務に依って知り得た一切の事項を部外に漏らしてはならない。
9. 発注者は必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合に於いて、業務委託料及び履行期限を変更する必要がある時は、協議の上書面に依りこれを定める。
10. 前項の場合に於いて、事業の変更又は中止等により既に行った作業が不要になった時は、受託者がこれまでに要した経費については、発注者は受託者に所要経費を支払うものとする。
11. 受託者は、その責に帰することができない事由により履行期限迄に委託業務を完了することが出来ないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期限の延長を求めることができる。但し、その延長日数は協議して定める。
12. 受託者は、委託業務を完了した時は遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出の上、発注者の検査合格後当該目的物を引渡すものとする。
13. 委託料の支払いは、吉野川市契約規則による。
14. 契約に定めてない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて協議してこれを定めるものとする。

(別表 1)

	施設名	設計対象数量(m ³ /日)
浄水場	川島浄水場	30,001～35,000 未満

	施設名	設計対象数量(m ³)
配水池(RC)	低区配水池	601～700 迄
	第 1 高区受水槽	50 以下
	第 2 高区受水槽	同上相当とする。
	第 1 高区配水池	同上相当とする。
	第 2 高区配水池	401～500 迄
	第 3 高区配水池	51～100 迄
配水池(鋼製)	低区配水池	1,501～2,000 迄